

女性活躍推進法に基づく情報公表について

株式会社KVKは女性活躍推進法改定に伴い、常時雇用する労働者が301人以上の事業所として、以下情報公表項目を公表します。本年度より事業年度での集計といたします。

① 働きがいに関する実績（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）

採用した労働者に占める女性労働者の割合

（2024年4月1日～2025年3月31日）

労働者数				男性割合	女性割合
	男性	女性	計		
2024年度	27人	20人	47人	57.4%	42.6%

男女別の中途採用の実績

（2024年4月1日～2025年3月31日）

2024年度	男	女
中途採用	16人	12人

男女の賃金差異

（2024年4月1日～2025年3月31日）

区分	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	61.2%
正規労働者	71.0%
非正規労働者	72.1%

正規労働者：役員を除く正社員、なお出向者は含む

非正規労働者：準社員、嘱託社員、アルバイト、パート、外国人技能実習生が該当

賃金：基本給、時間外労働に対する手当、賞与等を含み、通勤手当等すべて含む

※本年度より有価証券報告書に合わせたデータを使用

差異についての補足説明：

<全労働者>

男性労働者は相対的に賃金の高い管理職また45歳以上の社員が多いのに対し、女性労働者は非正規社員の割合が高いため全労働者では各区分よりも格差が生じていると考えられる。

<正規労働者>

正規労働者のうち、相対的に賃金の高い45歳以上の社員が女性よりも男性に多いため、格差が生じていると考えられる。女性社員を長期雇用することで、賃金の高い社員が一人でも多くなるような環境と育成を目指す。

<非正規労働者>

女性社員の多くを占める外国人技能実習生が定期的に入れ替わるため、相対的に女性社員の平均賃金を低下させる要因となっており、格差が生じていると考えられる。

② 働きやすさに関する実績（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備）

有給休暇取得率（更新）

（2023年10月1日～2024年9月30日）

	年間平均取得日数	年間平均取得率
正社員	12.5日	69.6%

※毎年10月1日に有給休暇を付与するため、10月1日から9月30日で取得管理を実施

男女別の育児休業取得率

（2024年4月1日～2025年3月31日）

	取得対象者	取得者数	取得率	区分内訳
男性	11名	4名	36.4%	正社員11名
女性	10名	10名	100.0%	正社員8名、準社員1名 外国人技能実習生1名

補足説明：業務、給与面の不安から男性社員は育児休業ではなく、有給休暇を取得する傾向にある。

育児休業取得の意向を確認する際、相談事・心配事に関して対応し、積極的に取得出来る環境づくりを推進していく。

以上